

令和3年余市町議会第3回臨時会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分
閉 会 午後 2時01分

○招 集 年 月 日

令和3年5月26日（水曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

令和3年5月26日（水曜日）午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長	3番	中井 寿夫
余市町議会議員	1番	野呂 栄二
〃	2番	吉田 豊
〃	4番	藤野 博三
〃	5番	内海 博一
〃	6番	庄 巖龍
〃	8番	白川 栄美子
〃	9番	寺田 進
〃	10番	彫谷 吉英
〃	11番	茅根 英昭
〃	12番	近藤 徹哉
〃	13番	安久 莊一郎
〃	14番	大物 翔
〃	15番	中谷 栄利
〃	16番	山本 正行
〃	18番	岸本 好且

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	細 山 俊 樹
総 務 部 長	須 貝 達 哉
総 務 課 長	増 田 豊 実
企 画 政 策 課 長	阿 部 弘 亨
地 域 協 働 推 進 課 長	北 島 貴 光
財 政 課 長	高 橋 伸 明
民 生 部 長	上 村 友 成
福 祉 課 長	中 島 紀 孝
保 険 課 長	中 島 豊
環 境 対 策 課 長	成 田 文 明
経 済 部 長	渡 辺 郁 尚
農 林 水 産 課 長	奈 良 論
建 設 水 道 部 長	千 葉 雅 樹
建 設 課 長	篠 原 道 憲
まちづくり計画課長	庄 木 淳 一
下 水 道 課 長	水 野 貴 司
水 道 課 長	照 井 芳 明
会計管理者（併）会計課長	秋 元 直 人
農業委員会事務局長	濱 川 龍 一
社 会 教 育 課 長	浅 野 敏 昭
選挙管理委員会事務局長 （併）監査委員事務局長	石 川 智 子

○事務局職員出席者

事 務 局 長	羽 生 満 広
主 任	細 川 雄 哉

○欠 席 議 員 （1名）

余市町議会副議長 17番 土屋 美奈子

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
- 第 3 報告第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
(令和2年度余市町一般会計補正予算(第12号))
- 第 4 報告第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
(令和2年度余市町介護保険特別会計補正予算(第4号))
- 第 5 報告第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
(令和2年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第3号))
- 第 6 報告第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
(令和2年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))
- 第 7 報告第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
(令和2年度余市町公共下水道特別会計補正予算(第2号))
- 第 8 報告第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
(令和2年度余市町水道事業会計補正予算(第3号))
- 第 9 報告第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて
(令和3年度余市町一般会計補正予算(第1号))
- 第 10 議案第 1号 令和3年度余市町一般会計補正予算(第2号)
- 第 11 議案第 2号 令和3年度余市町国

- 第 12 議案第 3号 余市町移動通信用鉄塔施設条例案
- 第 13 議案第 4号 工事請負契約の締結について
- 第 14 議案第 5号 町有財産の取得について

開 会 午前10時00分

○議長（中井寿夫君） ただいまから令和3年余市町議会第3回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

なお、土屋議員は所用のため欠席の旨届出がありましたことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案5件、報告7件、他に議長の諸般報告です。

○議長（中井寿夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議席番号2番、吉田議員、議席番号4番、藤野議員、議席番号5番、内海議員、以上のとおり指名いたします。

○議長（中井寿夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○8番（白川栄美子君） 令和3年余市町議会第3回臨時会開催に当たり、昨日午前10時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員7名の出席の下、さらに説明員として細山副町長、須貝総務部長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案5件、報告7件、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日1日と決定いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第3、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度余市町一般会計補正予算（第12号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第4、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度余市町介護保険特別会計補正予算（第4号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第5、報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第6、報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第7、報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第2号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第8、報告第6号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度余市町水道事業会計補正予算（第3号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、報告第7号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度余市町一般会計

補正予算（第1号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、議案第1号 令和3年度余市町一般会計補正予算（第2号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、議案第2号 令和3年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、議案第3号 余市町移動通信用鉄塔施設条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第13、議案第4号 工事請負契約の締結についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第14、議案第5号 町有財産の取得についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、今期臨時会の運営に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から説明員につきましては審議案件を考慮した出席とする旨確認がなされておりますことをご報告申し上げます。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） ただいま委員長から報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

なお、今期臨時会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、橋端商工観光課長は自宅待機のため欠席の旨届出があり、これを許可したことをご報告申し上げます。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、余市町情報公開条例第30条及び余市町個人情報保護条例第45条の規定によります運用状況についての報告が町長からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 日程第3、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長（高橋伸明君） ただいま上程されました報告第1号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第1号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました令和2年度余市町一般会計補正予算（第12号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

令和2年度余市町一般会計補正予算（第12号）の内容につきましては、歳出において寄附に伴う余市町ふるさと応援寄附金基金への積立金と今後の財政需要に備えての基金への積立金、各種事業費確定見込みによる減額と財源の組替え計上、各特別会計等の決算確定見込みに伴う繰出金等の精算による補正計上を行ったものでございます。

また、歳入につきましては地方交付税、寄附金

の計上、さらには地方譲与税等各種交付金の確定見込みによる追加及び減額、町債の減額等により調整を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和3年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和2年度余市町一般会計補正予算（第12号）。

令和2年度余市町の一般会計の補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,001万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億2,520万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

歳出からご説明申し上げます。9ページをお開き願います。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

4目財産管理費、補正額1億1,969万1,000円、24節積立金1億1,969万1,000円につきましては、財政調整基金積立金1億円、社会福祉施設等建設基金積立金1万円、公共施設建設整備基金積立金

15万円、余市町ふるさと応援寄附金基金積立金1,948万1,000円、図書整備基金積立金5万円の増額計上でございます。

5目企画費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

15目新型コロナウイルス対策事業費、補正額1,725万9,000円の減につきましては、それぞれ事業費の確定見込みに伴います補正計上でございます。12節委託料110万8,000円の減につきましては、プレミアム付商品券業務取扱委託料の減額計上でございます。17節備品購入費300万2,000円の減につきましては、備品購入費の減額計上でございます。18節負担金補助及び交付金1,314万9,000円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援補助金358万4,000円の減、北後志消防組合負担金92万円、家賃・地代支援事業助成金913万5,000円の減、新生児特別給付金55万円の減、保育等従事者特別給付金80万円の減額計上でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、10目介護保険費、補正額3,215万2,000円の減、27節繰出金3,215万2,000円の減につきましては、介護保険特別会計繰出金の決算見込みによる減額補正でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、7目放課後児童対策事業費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

8目子ども子育て支援事業費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

次のページをお開き願います。4款衛生費、1項保健衛生費、2目母子保健費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

3目予防費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

5目国民健康保険費、補正額492万円の減、27節繰出金492万円の減につきましては、国民健康保険特別会計繰出金の決算見込みによる減額計上でございます。

8目医療給付事業費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

9目後期高齢者医療費、補正額2,869万6,000円の減、18節負担金補助及び交付金2,546万4,000円の減につきましては、後期高齢者に係る療養給付費負担金の減額計上でございます。27節繰出金323万2,000円の減につきましては、後期高齢者医療特別会計繰出金の決算見込みによる減額補正でございます。

4款衛生費、2項清掃費、1目じん芥処理費、補正額361万円の減、17節備品購入費361万円の減につきましては、バックホウ購入に係る備品購入費の減額補正でございます。

4款衛生費、3項上水道費、1目上水道施設費、補正額447万6,000円、18節負担金補助及び交付金447万6,000円につきましては、水道事業会計負担金の補正計上でございます。

5款労働費、1項労働諸費、2目援護対策費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、6目農業土地基盤整備費、補正額58万9,000円の減、18節負担金補助及び交付金58万9,000円の減につきましては、道営水利施設整備事業負担金の減額補正でございます。

6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費、補正額109万7,000円の減、18節負担金補助及び交付金109万7,000円の減につきましては、水産物供給基盤機能保全事業負担金の減額補正でございます。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

3目観光費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

7目宇宙記念館管理運営費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、補正額79万円の減、14節工事請負費79万円の減につきましては、事業費の確定見込みによります大浜中登線排水施設改修工事の減額計上でございます。

次のページをお開き願います。8款土木費、5項都市計画費、2目公園管理運営事業費、補正額125万9,000円の減、12節委託料40万円の減につきましては、各公園遊具価格調査委託料の減額計上でございます。14節工事請負費85万9,000円の減につきましては、各公園遊具更新工事の減額補正でございます。

4目公共下水道費、補正額1,011万8,000円の減、27節繰出金1,011万8,000円の減につきましては、公共下水道特別会計繰出金の確定見込みによる減額補正でございます。

8款土木費、6項住宅費、1目住宅管理費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

2目住宅支援費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、補正額842万円の減、18節負担金補助及び交付金842万円の減につきましては、北後志消防組合負担金の減額計上でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額165万円の減、14節工事請負費165万円の減につきましては、教職員住宅解体工事の減額計上でございます。

10款教育費、4項社会教育費、5目青少年対策費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

11款公債費、1項公債費、2目利子、補正額359万円の減、22節償還金利子及び割引料359万円の減に

つきましては、一時借入金利子の減額補正でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。4ページをお開き願います。中段でございます。2、歳入、2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、補正額360万1,000円の減、1節地方揮発油譲与税360万1,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

2款地方譲与税、2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、補正額226万円、1節自動車重量譲与税226万円につきましては、額の確定による補正計上でございます。

2款地方譲与税、3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、補正額1万円の減、1節森林環境譲与税1万円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、補正額156万4,000円の減、1節利子割交付金156万4,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、補正額48万1,000円、1節配当割交付金48万1,000円につきましては、額の確定による補正計上でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、補正額124万5,000円、1節株式等譲渡所得割交付金124万5,000円につきましては、額の確定による補正計上でございます。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金、補正額406万円の減、1節法人事業税交付金406万円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、補正額1,276万7,000円の減、1節地方消費税交付金1,276万7,000円の減に

つきましては、額の確定による減額補正でございます。

8款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、補正額18万2,000円の減、1節ゴルフ場利用税交付金18万2,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

次のページをお開き願います。9款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金、補正額1,408万7,000円の減、1節環境性能割交付金1,408万7,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、補正額543万3,000円、1節地方特例交付金543万3,000円につきましては、額の確定による増額補正でございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額2,144万7,000円、1節地方交付税2,144万7,000円につきましては、額の確定による普通交付税2,435万3,000円の減、特別交付税4,580万円の補正計上でございます。

12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、補正額142万2,000円の減、1節交通安全対策特別交付金142万2,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、補正額83万7,000円の減、1節保健衛生費国庫負担金83万7,000円の減につきましては、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金の減額補正でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額45万6,000円、1節総務費国庫補助金45万6,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上でございます。

4目土木費国庫補助金、補正額826万円の減、1

節道路橋りょう費国庫補助金756万6,000円の減につきましては、事業費確定見込みに伴う橋りょう長寿命化補修事業補助金660万円の減、道路ストック補修事業補助金96万6,000円の減額補正でございます。2節住宅費国庫補助金69万4,000円の減につきましては、公営住宅等整備事業補助金の減額補正でございます。

5目教育費国庫補助金、補正額97万2,000円の減、1節小中学校費国庫補助金97万2,000円の減につきましては、学校保健特別対策事業費補助金の減額補正でございます。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、補正額13万2,000円の減、1節社会福祉費道負担金13万2,000円の減につきましては、低所得者保険料軽減負担金の確定による減額計上でございます。

2目衛生費道負担金、補正額423万円の減、1節保健衛生費道負担金423万円の減につきましては、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金399万3,000円の減、後期高齢者医療に係る保険基盤安定負担金23万7,000円の減額補正でございます。

16款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、補正額86万9,000円の減、1節農業費道補助金86万9,000円の減につきましては、農業競争力基盤強化特別対策事業補助金の減額補正でございます。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額1,963万1,000円、1節総務費寄附金1,963万1,000円につきましては、793件の余市町ふるさと応援寄附金1,948万1,000円と明治安田生命相互会社様から公共施設建設整備基金寄附金15万円でございます。

3目教育費寄附金、補正額5万円、1節教育費寄附金5万円につきましては、匿名を希望される方からの図書館図書購入寄附金でございます。

4目民生費寄附金、補正額1万円、1節民生費寄附金1万円につきましては、社会福祉寄附金と

いたしまして認定NPO法人ふまねっと余市支部りんごっこ様から1万円でございます。いずれもご寄附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

次のページをお開き願います。20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額157万1,000円、1節繰越金157万1,000円につきましては、繰越金の補正計上でございます。

21款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額2,467万6,000円、1節雑入2,467万6,000円につきましては、確定見込みによります北後志地区介護認定審査会事業町村負担105万6,000円の減、北後志衛生施設組合還付金740万5,000円、北後志消防組合還付金1,832万7,000円の補正でございます。

22款町債、1項町債、2目土木債、補正額150万円の減、1節道路橋りょう債50万円の減につきましては、事業費の確定に伴います道路ストック整備事業債の減額計上でございます。2節住宅債10万円につきましては、事業費の確定に伴います山田団地浄化槽整備事業債の補正計上でございます。3節都市計画事業債110万円の減につきましては、事業費の確定に伴います各公園環境整備事業債の減額計上でございます。

3目公共施設等適正管理推進事業債、補正額150万円の減、1節公共施設等適正管理推進事業債150万円の減につきましては、事業費の確定に伴います教職員住宅解体事業債の減額補正でございます。

4目緊急自然災害防止対策事業債、補正額80万円の減、1節緊急自然災害防止対策事業債80万円の減につきましては、事業費の確定に伴います大浜中登線排水施設改修事業債の減額計上でございます。

5目過疎対策事業債、補正額1,870万円の減、1節過疎対策事業債1,870万円の減につきましては、事業費確定に伴いますバックハウ購入事業債370万円の減、農業競争力基盤強化特別対策事業債

30万円、水産物供給基盤機能保全事業債110万円の減、橋りょう補修整備事業債1,030万円の減、過疎地域自立促進特別事業債390万円の減額補正でございます。

6目臨時財政対策債、補正額656万3,000円の減、1節臨時財政対策債656万3,000円の減につきましては、額の確定に伴います減額補正でございます。

7目減収補てん債、補正額1,481万3,000円、1節減収補てん債1,481万3,000円につきましては、新型コロナウイルスの影響による地方税等の減収に対する措置として発行が認められた減収補てん債の補正でございます。

次に、地方債補正につきましてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。下段でございます。第2表、地方債補正につきましては、減収補てん債発行に伴う追加と事業費確定に伴う起債限度額の補正でございます。1、追加、起債の目的、減収補てん債、限度額1,481万3,000円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)、償還の方法、償還期限、据置期間を含め30年以内とし借入先が定める償還方法による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。償還財源、一般歳入金。その他、起債の借入については借入先の融資条件による。

2、変更、起債の目的、道路ストック整備事業債、補正前限度額680万円、補正後限度額630万円。山田団地浄化槽整備事業債、補正前限度額800万円、補正後限度額810万円。各公園環境整備事業債、補正前限度額1,560万円、補正後限度額1,450万円。教職員住宅解体事業債、補正前限度額1,080万円、補正後限度額930万円。大浜中登線排水施設改修事業債、補正前限度額200万円、補正後限度額120万円、バックハウ購入事業債、補正前限度額2,000万

円、補正後限度額1,630万円。農業競争力基盤強化特別対策事業債、補正前限度額1,030万円、補正後限度額1,060万円。水産物供給基盤機能保全事業債、補正前限度額1,010万円、補正後限度額900万円。橋りょう補修整備事業債、補正前限度額5,400万円、補正後限度額4,370万円。過疎地域自立促進特別事業債、補正前限度額7,710万円、補正後限度額7,320万円。臨時財政対策債、補正前限度額1億9,857万7,000円、補正後限度額1億9,201万円4,000円。

以上、報告第1号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 専決処分ということで確認含めてのお話2つさせていただきたいのですけれども、まず1つ目が減収補てん債の考え方についてだったのですけれども、これはふだんはあまりあるものではないのですけれども、去年聞いていた話では例えば水道事業会計なんかは影響は受けたけれども、そこまで極端な減収にはどうやら陥らないようだみたいな話はちらっと聞いたことあるのです。そういうことなども含めて、ただ残念ながらこの新型コロナがまだ続いているという状況でございますので、見通しはなかなか立てれるものではないのだけれども、本年度についてもいわゆる減収補てん債を何らかの形で起こしていく必要に迫られる可能性はあるという認識を今持っていらっしゃるのかどうかというのが1つ。

もう一つは、9ページの総務費の新型コロナウイルス対策事業費だったのですけれども、これの説明書きのほう見ていると家賃、地代支援に関する部分の減額補正というのが900万円ほどあると。この制度について周知不足だったということは恐らくないとは思うのですけれども、だとすれ

ば思ったほど必要とされていなかったのか、あるいは手続の手順がちょっと複雑で、申請がなかったという考えでいけばいいのか、もしくは自分たちがその条件に乗っかることができなくて、使われることがなかったという見方をすればいいのか。担当課としてはこの状況についてはどういう押さえをしていらっしゃるのかなど。また、もし今後似たようなことを組むということになったとした場合に改善していけるポイントはあるというふうにかか考えていらっしゃるのか、そういったことも含めて伺いたいと思います。

○財政課長（高橋伸明君） 14番、大物議員の減収補てん債に関するご質問にご答弁申し上げます。

今回補正予算に計上させていただきました減収補てん債についてでございますが、こちらについて新型コロナウイルスの影響による減収に対応するためという形で限定されてございます。対象の税目としましては、うちで税目という言い方にはちょっとそぐわないかも分かりませんが、地方消費税交付金ですとか市町村たばこ税、ゴルフ場利用税交付金、軽油引取税交付金、地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税という7つが一応項目としてございます。今回、余市町のほうで発行をさせていただくものにつきましては、地方消費税交付金の部分、それから地方揮発油譲与税の部分、こちらの部分について減収補てん債を発行を今させていただく、予算措置はさせていただいたところでございます。この部分について令和3年度以降の見込みについてですが、大変申し訳ございません。こちらについては、ちょっと現状で見込みを立てるとするのは非常に困難性があるかなというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○経済部長（渡辺郁尚君） 14番、大物議員からの新型コロナ対策に関わる家賃・地代支援事業助成金の減額補正に係るご質問に私のほうからご答

弁をさせていただきたいと思います。

この家賃、地代支援の助成金につきましては、昨年新型コロナウイルスが感染拡大、蔓延したときに休業、そしてまた事業全般、国民に対する自粛要請等々があった中で経済活動が非常に厳しい状況になった。そういった中でもいわゆる固定費、事業者に対します固定費の負担の部分を少しでも町独自でも支援をするというような形の中で制度設計をしたものでございます。これにつきまして、結果として当初予算のほうから913万5,000円の減額とはなりましたが、町内、各いろいろ借家、また借地等々で事業を営んでいる方、またそういった物件を貸す側、大家さん側という形でもおられますけれども、そういった中でも大家さんに関しては独自で賃料を減額されているですとか、そういった総合的な部分も含めまして、結果として件数が想定よりは少なかった。そういった中でこの913万5,000円という形での減額というふうになったというふうに分析しております。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第4、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（中島 豊君） ただいま上程されました報告第2号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第2号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いました令和2年度余市町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

令和2年度余市町介護保険特別会計補正予算（第4号）の内容につきましては、歳出において総務費、保険給付費、地域支援事業費の確定見込みによる不用額の減額等を行ったものでございます。

また、歳入につきましては各経費の特定財源となります国庫支出金等の確定見込みにより収支の調整を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和3年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。

令和2年度余市町介護保険特別会計補正予算(第4号)。

令和2年度余市町の介護保険特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億190万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,889万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。7ページをご覧ください。中段でございます。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額80万円の減、7節報償費6万円の減から18節負担金補助及び交付金9,000円の減までにつきましては、事務費等の確定見込みによる減額でございます。

1款総務費、2項徴収費、1目賦課徴収費、補正額10万6,000円の減、10節需用費6万1,000円の減から12節委託料2万4,000円の減までにつきましては、賦課徴収事務に係る経費の確定見込みによる減額でございます。

次のページをご覧ください。1款総務費、3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、補正額196万2,000円の減、1節報酬116万4,000円の減から13節使用料及び賃借料1万7,000円の減までにつきましては、介護認定審査会に係る事務費等の確定見込みによる減額でございます。

2目認定調査費、補正額372万8,000円の減、4節共済費4,000円の減から12節委託料145万4,000円の減までにつきましては、認定調査に係る事務費等の確定見込みによる減額でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等給付費、補正額1億3,202万9,000円の減、18節負担金補助及び交付金1億3,202万9,000円の減につきましては、給付費の確定見込みによる減額でございます。

次のページをご覧ください。2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等給付費、補正額969万9,000円の減、18節負担金補助及び交付金969万9,000円の減につきましては、給付費の確定見込みによる減額でございます。

2款保険給付費、3項その他諸費、1目審査支払手数料、補正額69万6,000円の減、11節役務費69万6,000円の減につきましては、審査支払手数料の確定見込みによる減額でございます。

2款保険給付費、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、補正額209万1,000円の減、18節負担金補助及び交付金209万1,000円の減につきましては、高額介護サービス費の確定見込みによる減額でございます。

2目高額介護予防サービス費、補正額6万4,000円の減、18節負担金補助及び交付金6万4,000円の減につきましては、高額介護予防サービス費の確定見込みによる減額でございます。

2款保険給付費、5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費、補正額91万1,000円の減、18節負担金補助及び交付金91万1,000円の減につきましては、高額医療合算介護サービス費の確定見込みによる減額でございます。

2目高額医療合算介護予防サービス費、補正額5万9,000円の減、18節負担金補助及び交付金5万9,000円の減につきましては、高額医療合算介護予

防サービス費の確定見込みによる減額でございます。

2款保険給付費、6項市町村特別給付費、1目市町村特別給付費、補正額82万5,000円の減、18節負担金補助及び交付金82万5,000円の減につきましては、居宅介護福祉用具貸与費等の確定見込みによる減額でございます。

2款保険給付費、7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、補正額2,621万円の減、18節負担金補助及び交付金2,621万円の減、2目特例特定入所者介護サービス費、補正額1万円の減、18節負担金補助及び交付金1万円の減、3目特定入所者介護予防サービス費、補正額7万7,000円の減、18節負担金補助及び交付金7万7,000円の減、4目特例特定入所者介護予防サービス費、補正額1万円の減、18節負担金補助及び交付金1万円の減、1目から4目までの補正額につきましては給付費の確定見込みによる減額でございます。

次のページをご覧ください。3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額1,413万2,000円の減、18節負担金補助及び交付金1,413万2,000円の減につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費の確定見込みによる減額でございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費、補正額270万8,000円の減、18節負担金補助及び交付金270万8,000円の減につきましては、介護予防ケアマネジメント事業費の確定見込みによる減額でございます。

3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、補正額226万3,000円の減、8節旅費3万円の減から12節委託料215万4,000円の減までにつきましては、一般介護予防事業費の確定見込みによる減額でございます。

次のページをご覧ください。3款地域支援事業

費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、補正額125万9,000円の減、1節報酬26万8,000円の減から18節負担金補助及び交付金5万円の減までにつきましては、包括的支援事業に係る各経費の確定見込みによる減額でございます。

2目任意事業費、補正額271万2,000円の減、8節旅費1万2,000円の減から19節扶助費49万2,000円の減までにつきましては、任意事業に係る各経費の確定見込みによる減額でございます。

次のページをご覧ください。3款地域支援事業費、4項その他諸費、1目審査支払手数料、補正額10万円の減、11節役務費10万円の減につきましては、審査支払い手数料の確定見込みによる減額でございます。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額54万7,000円、24節積立金54万7,000円につきましては、繰越金の確定見込みによる基金積立金の追加計上でございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。4ページをご覧ください。上段でございます。2、歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正額4,772万3,000円の減、1節現年度分特別徴収保険料4,489万5,000円の減及び2節現年度分普通徴収保険料282万8,000円の減につきましては、給付費確定見込みによる減額でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額2,978万9,000円の減、1節現年度分2,978万9,000円の減につきましては、介護給付費に係る国庫負担金の確定見込みによる減額でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金、補正額1,376万1,000円の減、1節現年度分調整交付金1,376万1,000円の減、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額480万1,000円の減、1節現年度分480万

1,000円の減、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）、補正額152万9,000円の減、1節現年度分152万9,000円の減、5目保険者機能強化推進交付金、補正額386万3,000円、1節保険者機能強化推進交付金386万3,000円、6目介護保険保険者努力支援交付金、補正額362万9,000円、1節介護保険保険者努力支援交付金362万9,000円、1目から6目までにつきましては交付金等の確定見込みによる減額及び追加計上でございます。

7目介護保険災害等臨時特例補助金、補正額74万円、1節介護保険災害等臨時特例補助金74万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料の減免措置に係る補助金の確定見込みによる追加計上でございます。

次のページをご覧ください。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額4,644万円の減、1節現年度分4,644万円の減、2目地域支援事業支援交付金、補正額518万6,000円の減、1節現年度分518万6,000円の減、1目及び2目につきましては交付金の確定見込みによる減額でございます。

5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金、補正額2,611万円の減、1節現年度分2,611万円の減につきましては、介護給付費に係る道負担金の確定見込みによる減額でございます。

5款道支出金、2項道補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額240万1,000円の減、1節現年度分240万1,000円の減、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）、補正額76万4,000円の減、1節現年度分76万4,000円の減、1目及び2目につきましては地域支援事業に係る交付金の確定見込みによる減額でございます。

次のページをご覧ください。5款道支出金、3項道委託金、1目介護扶助費委託金、補正額2万

7,000円の減、1節介護扶助費委託金2万7,000円の減につきましては、生活保護要保護者の介護認定に係る費用の確定見込みによる減額でございます。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、補正額2,000円、1節利子及び配当金2,000円につきましては、基金から生じる利子でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、補正額2,213万6,000円の減、1節現年度分2,213万6,000円の減、2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額240万1,000円の減、1節現年度分240万1,000円の減、3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）、補正額76万4,000円の減、1節現年度分76万4,000円の減、4目低所得者保険料軽減繰入金、補正額28万2,000円の減、1節現年度分28万2,000円の減、5目その他一般会計繰入金、補正額656万9,000円の減、1節事務費繰入金656万9,000円の減、1目から5目までにつきましては一般会計繰入金の確定見込みによる減額でございます。

次のページをご覧ください。8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額54万5,000円、1節繰越金54万5,000円につきましては、繰越金の確定見込みによる計上でございます。

以上、報告第2号につきましてご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありません

んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長(中井寿夫君) 日程第5、報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長(中島 豊君) ただいま上程されました報告第3号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第3号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いました令和2年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

令和2年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の内容につきましては、歳出において総務費及び保険給付費並びに国民健康保険事業費納付金の確定見込みによる不用額の減額と財源の組替え計上を行ったものでございます。

また、歳入につきましては各経費の特定財源となります国庫支出金及び道支出金並びに一般会計繰入金金の確定見込みにより収支の調整を行ったも

のでございます。

なお、現時点において国保税等の一部の収入が未確定でございますが、令和2年度の決算見込みといたしましては、歳出決算見込額約27億990万円に対し歳入決算見込額が約26億7,790万円となり、約3,200万円が歳入不足となる見込みでございますが、後ほどご提案申し上げます令和3年度補正予算(第2号)におきまして同額の繰上げ充用金を計上させていただいたところでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和3年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。

令和2年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

令和2年度余市町の国民健康保険特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ532万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,136万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。4ページをご覧ください。下段でございます。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額ゼロ円につきましては、オンライン資

格等確認システム改修費に対する国庫補助金の交付確定見込みによる財源の組替え計上でございます。

2款保険給付費、1項保険給付費、1目療養諸費、補正額532万8,000円の減、18節負担金補助及び交付金532万8,000円の減につきましては、療養費の確定見込みによる減額でございます。

次のページをご覧ください。3款国民健康保険事業費納付金、1項国民健康保険事業費納付金、1目医療給付費分、補正額ゼロ円、2目後期高齢者支援金等分、補正額ゼロ円、3目介護納付金分、補正額ゼロ円、1目から3目までにつきましては特定財源であります国庫支出金及び道支出金等の確定見込みによる財源の組替えでございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。3ページをご覧ください。2、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目国民健康保険税、補正額310万3,000円の減、1節医療給付費分現年課税分220万4,000円の減、2節後期高齢者支援金分現年課税分59万8,000円の減、3節介護納付金分現年課税分30万1,000円の減までにつきましては、国民健康保険税の確定見込みに伴う減額でございます。

4款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、補正額40万8,000円の減、1節保険給付費等交付金（普通交付金）532万8,000円の減につきましては、保険給付費等交付金（普通交付金）の確定見込みによる減額でございます。2節保険給付費等交付金（特別交付金）492万円につきましては、保険給付費等交付金（特別交付金）の確定見込みによる計上でございます。

次のページをご覧ください。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額492万円の減、1節一般会計繰入金151万8,000円につきましては、一般会計繰入金の確定見込みによる計上でございます。2節保険基盤安定繰入金643万8,000円の減につきましては、保険基盤安定繰入金

の確定見込みによる減額でございます。

7款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害等臨時特例補助金、補正額189万6,000円、1節災害等臨時特例補助金189万6,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免措置に係る補助金の確定見込みによる追加計上でございます。

2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金、補正額120万7,000円、1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金120万7,000円につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の確定見込みによる追加計上でございます。

以上、報告第3号につきましてご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 今のご説明の中で後から繰上げ充用の話もあるのだということはいただきましたけれども、私今回この書類見ていて意外だなと思ったのが累積の赤字が一気に半分近くに減っているのです。元年度については道とのお金のやり取りなんかもあって、実質足踏み状態だったけれども、だんだん、だんだん減ってはいったのだけれども、急激に赤字がちっちゃくなったと。これというのは、例えば受診控えみたいな状況もあったのか、単純に道とのお金のやり取りの関係で助かったからこうなったにすぎないのか。つまり長期的にこういうふうにいけるものなのか、あるいは特殊事情によってなっているにすぎないから、引き続き厳しいことには変わりはないのだというものとしての結果であるのかという、その辺の考え伺いたいと思います。

○保険課長（中島 豊君） 14番、大物議員のご質問に答弁申し上げます。

令和2年度末の累積赤字額約3,200万円と先ほ

ど申し上げました。この要因についてご説明申し上げます。令和元年度末累積赤字額が7,712万2,000円で決算を迎えてございまして、令和2年度の累積赤字額が一気に3,200万円、約4,500万円圧縮されたこととなります。この大きな要因というのは、財政的に税収等が、または給付費等が縮小されて、このような現状になったかということ、そういう内容ではございません。大きな要因といたしましては、令和2年度に北海道が主体となりまして結核性疾患及び精神病に特化する医療機関が存在する市町村、全道のうち18町村を対象として国の特別調整交付金の対象となる療養給付費の高額の町村に対して支援事業ということで北海道が申請をした結果、国から調整交付金が入ってきました。そのうち本町に該当する部分としまして約4,000万円北海道から調整交付金が交付されたことに伴いまして、約4,500万円累積赤字を圧縮するという形になったものでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 日程第6、報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（中島 豊君） ただいま上程されました報告第4号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第4号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いました令和2年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

令和2年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容につきましては、歳出において事務の確定見込みによる減額及び後期高齢者医療広域連合納付金の確定見込みによる計上を行ったものでございます。

また、歳入につきましては後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金等により収支の調整を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和3年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。

令和2年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度余市町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ410万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,260万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

初めに、歳出からご説明申し上げます。4ページをご覧ください。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額19万円の減、10節需用費4万5,000円の減及び11節役務費14万5,000円の減につきましては、一般管理費の確定見込みによる減額でございます。

1款総務費、2項徴収費、1目徴収費、補正額65万9,000円の減、10節需用費14万1,000円の減、11節役務費27万9,000円の減、12節委託料23万9,000円の減につきましては、徴収費の確定見込みによる減額でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額532万円、18節負担金補助及び交付金532万円につきましては、事務費負担金及び保険料等負担金の確定見込みによる計上でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額36万5,000円の減、22節償還金利子及び割引料36万5,000円の減につきましては、過年度支出金の確定見込みによる減額でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。2ページをご覧ください。下段でございます。2、歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者

医療保険料、1目特別徴収保険料、補正額545万9,000円、1節現年度分特別徴収保険料545万9,000円につきましては、現年度分特別徴収保険料の確定見込みによる計上でございます。

2目普通徴収保険料、補正額211万8,000円、1節現年度分普通徴収保険料309万3,000円及び2節滞納繰越分普通徴収保険料97万5,000円の減につきましては、普通徴収保険料の確定見込みによる計上でございます。

次のページをご覧ください。2款使用料及び手数料、1項手数料、2目督促手数料、補正額3,000円、1節督促手数料3,000円につきましては、督促手数料の確定見込みによる計上でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、補正額291万5,000円の減、1節事務費繰入金291万5,000円の減につきましては、広域連合事務費繰入金等の確定見込みによる減額でございます。

2目保険基盤安定繰入金、補正額31万7,000円の減、1節保険基盤安定繰入金31万7,000円の減につきましては、保険基盤安定繰入金の確定見込みによる減額でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額12万3,000円、1節繰越金12万3,000円につきましては、繰越金の確定見込みによる計上でございます。

5款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額36万5,000円の減、1節保険料還付金36万5,000円の減につきましては、保険料還付金の確定見込みによる減額でございます。

以上、報告第4号につきましてご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第4号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時35分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(中井寿夫君) 日程第7、報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長(水野貴司君) ただいま上程されました報告第5号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第5号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いました令和

2年度余市町公共下水道特別会計補正予算(第2号)について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

今回専決処分を行いました補正予算の主な内容といたしましては、歳出におきまして一般管理費、財産管理費、建設事業費、施設管理費、広域化共同化事業費及び公債費の確定に伴う減額補正を行ったものであります。

歳入におきましては、下水道受益者負担金について収納見込みによる増額補正を行い、一般会計繰入金につきましては繰り出し基準額の確定による減額補正、また消費税及び地方消費税等の還付金についての増額補正と建設事業費の確定に伴う国庫補助金及び町債の減額補正等を行い、予算の調整を行ったものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和3年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和2年度余市町公共下水道特別会計補正予算(第2号)。

令和2年度余市町の公共下水道特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,947万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億987万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該

区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

歳出よりご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。上段をご覧ください。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額304万4,000円の減、3節職員手当153万4,000円の減、4節共済費51万円の減、8節旅費20万円の減、11節役務費20万円の減、18節負担金補助及び交付金60万円の減、3節職員手当から18節負担金補助及び交付金につきましては令和2年度中の人事異動に伴う人件費の整理であります。

1款総務費、1項総務管理費、2目財産管理費、補正額2,622万9,000円、24節積立金2,622万9,000円につきましては、公共下水道事業基金の積立てのための増額であります。

7ページをご覧ください。2款事業費、1項公共下水道事業費、1目建設事業費、補正額8,308万円の減、2節給料191万円の減、3節職員手当127万1,000円の減、4節共済費127万1,000円の減、8節旅費20万円の減、10節需用費40万円の減、12節委託料1,995万2,000円の減、14節工事請負費5,787万6,000円の減につきましては、国庫補助対象事業費等の確定見込みによる減額であります。18節負担金補助及び交付金20万円の減であります。

8ページをお開き願います。2款事業費、1項公共下水道事業費、2目施設管理費、補正額1,460万円の減、10節需用費1,010万円の減、12節委託料370万円の減、14節工事請負費80万円の減につきましては、各経費の額の確定見込みによる減額であります。

2款事業費、1項公共下水道事業費、3目広域化共同化事業費、補正額408万円の減、12節委託料408万円の減につきましては、施設実施設計委託料

の額の確定見込みによる減額であります。

3款公債費、1項公債費、2目利子、補正額90万円の減、22節償還金利子及び割引料90万円の減につきましては、一時借入金金利子の確定見込みによる減額であります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。4ページをお開き願います。上段をご覧ください。2、歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目下水道受益者負担金、補正額166万7,000円、1節下水道受益者負担金166万7,000円につきましては、収納見込みによる増額であります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業費国庫補助金、補正額2,529万円の減、1節公共下水道事業費国庫補助金2,529万円の減につきましては、国庫補助対象事業費の確定による減額であります。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、補正額2,000円の減、1節利子及び配当金2,000円の減につきましては、基金の利子収入についての確定見込みによる減額であります。

4款財産収入、2項財産売払収入、1目物品売払収入、補正額1万9,000円、1節物品売払収入1万9,000円につきましては、処理場設備更新工事により発生いたしました撤去機材の鋼材スクラップ売払い収入であります。

5ページをご覧ください。5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額1,011万8,000円の減、1節一般会計繰入金1,011万8,000円の減につきましては、令和2年度の繰り出し基準額の確定に伴う一般会計繰入金の減額であります。

7款諸収入、2項雑入、1目雑入、補正額124万9,000円、1節雑入124万9,000円につきましては、消費税及び地方消費税の還付及び自動車損害賠償責任保険の還付についての補正による増額であります。

8款町債、1項町債、1目公共下水道事業債、

補正額4,700万円の減、1節公共下水道事業債4,700万円の減につきましては、一般起債4,660万円の減及び資本費平準化債40万円の減におきましては借入額確定による減額であります。

次に、地方債補正につきましてご説明申し上げますので、2ページをお開き願います。下段をご覧ください。第2表、地方債補正、1、変更、起債の目的、公共下水道事業債、補正前限度額3億770万円、補正後限度額2億6,070万円。地方債の補正につきましては、借入額の確定による変更であります。

以上、報告第5号につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第5号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認すること

に決しました。

○議長（中井寿夫君） 日程第8、報告第6号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（照井芳明君） ただいま上程されました報告第6号につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

報告第6号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました令和2年度余市町水道事業会計補正予算（第3号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めます。

その補正内容につきましては、収益的収入、第1款水道事業収益、第2項営業外収益、第2目他会計補助金につきまして令和2年度の一般会計補助金の確定見込みにより所要の増額補正を行ったものであります。

また、収益的支出、第1款水道事業費用、第2項営業外費用、第2目消費税及び地方消費税につきまして課税仕入れ額等の決算見込みにより消費税及び地方消費税納付額に不足が見込まれることから、所要の増額補正を行ったものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第6号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和3年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和2年度余市町水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条 令和2年度余市町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款水道事業収益、既決予定額6億7,543万9,000円、補正予定額447万6,000円、計6億7,991万5,000円。

第2項営業外収益、既決予定額1億3,270万6,000円、補正予定額447万6,000円、計1億3,718万2,000円。

支出、科目、第1款水道事業費用、既決予定額6億8,922万6,000円、補正予定額211万5,000円、計6億9,134万1,000円。

第2項営業外費用、既決予定額1億322万3,000円、補正予定額211万5,000円、計1億533万8,000円。

第3条 予算第8条に定めた一般会計から補助を受ける金額「5,879万8,000円」を「6,327万4,000円」に改める。

1ページをお開き願います。次に、令和2年度余市町水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。

令和2年度余市町水道事業会計予算実施計画。

収益的収入及び支出、補正額のみ申し上げます。収入、第1款水道事業収益、補正額447万6,000円、第2項営業外収益、補正額447万6,000円、第2目他会計補助金、補正額447万6,000円につきましては、令和2年度の一般会計補助金の再計算を行ったことによる増額補正でございます。

支出、第1款水道事業費用、補正額211万5,000円、第2項営業外費用211万5,000円、第2目消費税及び地方消費税、補正額211万5,000円につきましては、営業費用及び建設改良事業と課税資産の決算見込みにより消費税納付額の再計算を行ったことによる増額補正を行ったものでござい

す。

以上、報告第6号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、ご審議、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 毎年聞いていることでもあるのですが、それも含めてなのですか、最後のページのキャッシュフロー計算書見ていると、おおよそ2億3,000万円、期末資金残高で年度越すことができた。それはそれでよかったなと思うのですが、もう一点心配なことがあります、何年か前から資金繰りの関係で一時借入金を金融機関等から調達しているケースもあったと聞いているのです。この2年度というのは、それまでの年度に比べて一時借入金の頻度とか規模というものはどうだったのですか。頻度を少なくすることができて、自己資金だけで何とかできる状態が増えたのか、あるいは結果としてはこういう落ち着きはしたのだけれども、ちょっと一時的にお金借りてこななければいけないとか、そういうことの頻度というのはむしろたくさんあったのか、その辺どうだったか教えてください。

○水道課長（照井芳明君） 14番、大物議員からのご質問に答弁申し上げます。

令和2年度の一時借入れとしましては、3月に一時的に起債の償還部分につきまして不足になった部分、7日間の借入れを行っただけというような状況でございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省

略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第6号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第6号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(中井寿夫君) 日程第9、報告第7号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長(高橋伸明君) ただいま上程されました報告第7号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第7号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました令和3年度余市町一般会計補正予算(第1号)について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

令和3年度余市町一般会計補正予算(第1号)

の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため専決処分により新型コロナウイルス対策事業費の目を設置し、営業時間短縮要請等に協力いただいた飲食店等事業者に対する支援助成金の補正計上を行ったものでございます。

また、歳入につきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に財源を求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第7号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和3年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年5月18日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和3年度余市町一般会計補正予算(第1号)。

令和3年度余市町の一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,505万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億9,505万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明申し上げます。2ページをお開き願います。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、15目新型コロナウイルス対策事業費、補正額4,505万円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための営業時間短縮要請に協力

していただいた事業者の方々へ支援助成金として18節負担金補助及び交付金4,500万円、その事務費として11節役務費5万円の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。下段でございます。
2、歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額4,505万円、1節総務費国庫補助金4,505万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上でございます。

以上、報告第7号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） またぞろ緊急事態宣言がどうも延長になるような様相にもなってきましたけれども、今回のこの支援助成金というものはおおむねどのぐらいまでの期間こういう要請だったかをしていかなければならないという発想の中で組まれたものなのかなど。もっと言えば、現在執行状況はどうなっているかなどという。どこかの時点で場合によっては足りなくなる可能性も出てこないとも限らないと。とすると、追加も含めて内部で検討などはされているのかなという点を含めて伺います。

○経済部長（渡辺郁尚君） 14番、大物議員からのご質問に答弁させていただきたいと思えます。

今回専決処分ということで、このたびの北海道の緊急事態宣言、また措置区域として余市町がなった段階で酒類の提供の時間、飲食店の営業時間の短縮要請ということで北海道知事より要請が出されているところでございます。北海道においても、これら要請に応じた事業者へは北海道からの支援助成金ということで制度が設計されているところ

でございます。本町としては、感染拡大防止に少しでも効果が上がるように町としてもその部分、北海道の要請に応じた事業者には独自で上乗せをする制度ということで、このたび制度設計をしたものでございます。ご質問のこの期間ということですが、北海道からの現下における要請の期間が5月31日までとなっております。期間としては、5月16日から5月31日までの16日間を期間としておおむねの予算計上、内訳といたしましては昨年の緊急事態宣言下におきます町内の休業要請をいたしました事業者を参考の中で、おおむね170事業所に対して1日の売上高等々を約17万円弱程度で、16日間と率でそれぞれ掛け合わせますと約4,500万円というところで今回の予算計上としたところでございます。

○14番（大物 翔君） 31日までを目途としてこの予算は一応設計されているのだということばかりでした。

今後の部分はまだ分からないこともありますけれども、どっちにしても16日間分しか一応予算としては持っていないということになるわけで、期間が結局1日以降も、13日までという話もあれば20日までという話もあるみたいですが、いずれにしても延びるとなった場合は追加の対策がまた出てきようかなと思うのですが、その辺の検討というのはどうなっているのでしょうか。

○経済部長（渡辺郁尚君） 14番、大物議員の再度のご質問に答弁をさせていただきたいと思えます。

これら今回の休業支援助成金、期間の延長ということも非常に報道等では言われているところでございます。その時点で、一応今の制度としては休業要請に応じた期間の部分の部分を個別に算定した中で北海道の決定基準をもって支給に代えるということで今制度設計をしているところでございますので、そこは国の緊急事態宣言の期間の延長が決定された時点で詳細はまた検討させていただき

いと思います。一方、町内の経済団体、事業者に対する経済支援という部分もございますが、5月に入りまして、町といたしましても実際町の経済状況の部分を含めて、今商工会議所のほうとも5月の連休後にヒアリング、打合せ等々を行ってまして、やはりコロナの感染の拡大がまだ収まらない段階ではなかなか事業者としてもいろいろ業態の変更含めた中では非常にやりづらいといえますか、厳しい面があると。ただ、一方では昨年実施したプレミアム商品券ですとか、そういった消費活動につながるような施策は非常に効果があるかというふうなお話も聞いておりますので、今から令和3年度におきましてもこれら商工会議所をはじめ町内の事業者様の声を聞きながら町独自としての経済支援に対しても引き続き制度設計含めた中で今後も検討していきたいというふうに考えてございます。

○16番（山本正行君） 今の大物議員の関係と少し重複するのですが、まず1点目としてはこの補正予算、専決のこの予算書の関係は4,500万円、これについては納得をしたところであります。ただ、やはり町の方の意見等も聞いていますと、国の政策の中で動いている部分があると思いますが、飲食店やお酒を扱うところなどに対する重点的な政策として営業時間短縮や休業に対する支援助成金があるよと。これはいいと思います。ただ、多くの小売業、または製造業、農家もそうなのですが、農家に見れば農産物は順調に取れているけれども、消費するところが減って、価格の暴落やそういう問題も出てきていると。製造業は、水産加工なんかもそうなのですが、加工はしたけれども、販売先がなかなか厳しい、こういう意見も多く出ていますので、このたびのこの4,500万円についてはいいのですが、今後の国の動向も当然出てくると思います。国からの臨時交付金の問題やいろいろな問題はあると思います。ぜひとも町長以下、職員一同、この厳しい状況を認識した中でこのコ

ロナウイルス感染症防止対策への予算措置を今後も速やかに行っていただきたいというふうに思っております。これについて何かあれば、一言答弁いただきますが、もう一点だけ。

今部長からあったとおり、プレミアム商品券については私も小売店の方々とお話をしていくとやはり効果があったと。さらに、町民もよかったという声もありますので、これもぜひとも状況が許されるのであればなるべく早い時期に再発行していただきたいなということも併せて申し添えますので、答弁よろしく申し上げます。

○経済部長（渡辺郁尚君） 16番、山本議員の質問に私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目、休業要請、事業者支援全般に係る部分でございます。今回の支援の部分は飲食店と、あとは結婚式場ですとか大人数が集まるような部分が余市町で支援の対象になる事業所になってございます。一方、議員おっしゃるように、昨年から1年以上このコロナの影響が続いていった中で、主に飲食、観光を中心に影響が大きいところで、そちらのほうの支援策というところで国並びに道からも制度設計がされているところですが、町内においてはその他の事業についても、特に一次産業、要は作物をそういった生産したもの、または漁業、漁獲したものが十分消費されない、日本全体の消費が落ち込み、経済活動が低迷している中で当然そういう状況が続いてきているわけでございます。そういった中で国のほうでも、今回の緊急事態宣言における支援対策に関しては目下のコロナの感染蔓延に対して人流抑制という部分も含めて飲食、それにつながる人の流れを抑制するという形での飲食店への支援ということになってはいますが、一方その他の事業を営んでいる方に関しましても4月以降月次支援金という形で自粛ですとか、そういった部分で影響受けるところの事業者さん、これは農家ですとか漁師さん含

めて様々な業種に関しての月ごとの支援金という制度も設計をされているところでございます。町といたしましても、先ほど大物議員の質問にもご答弁申し上げましたが、町内商工会議所含めた中で町内の事業者さんの声を聞きながらそういった事業者、特に事業継続への支援ということで何らかの支援策という部分で考えていきたいというふうには考えてございます。

また、2点目のプレミアム商品券に関する考え方のご質問でございます。こちらにつきましても本来であればこういった緊急事態宣言ですとか、そういった自粛要請がなされていけば当然そういった活動に関しては非常になかなかそういった経済活動ができないという状況でございます。こちらのほうもまた緊急事態宣言の状況見ながら、やはりこのプレミアム商品券につきましては町内での経済循環が消費者にとっても事業者にとっても双方が非常に有益だということで、多くの声を聞かせていただいておりますので、こちらのほうもコロナの今の感染の状況を見据えながら、令和3年度内において第2弾という形でこちらのほうも現在計画をしているところでございますので、ここはちょっと状況見ながら、タイミング等々が決まりましたらまたその都度議会、委員会等々でもご報告をさせていただきたいというふうに考えていますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第7号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第7号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 日程第10、議案第1号 令和3年度余市町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長（高橋伸明君） ただいま上程されました議案第1号 令和3年度余市町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案いたしました補正予算につきましては、このたび国庫補助事業の採択を受けました移動通信用鉄塔施設整備事業並びに美園墓地地下壕充填対策事業に係る工事請負費等の関係経費の補正計上、さらには再生可能エネルギービジョン策定に係る委託料等の補正計上を行ったものでございます。

また、歳入につきましては分担金、国庫支出金、町債に財源を求めるとともに、必要となる一般財源については財政調整基金繰入金に求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読してご説明申し上げます。

議案第1号 令和3年度余市町一般会計補正予算（第2号）。

令和3年度余市町の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,068万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億3,573万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。3ページをお開き願います。中段でございます。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、補正額1億873万6,000円につきましては、携帯電話の不感地域解消のための移動通信用鉄塔施設整備に係る事業費の補正計上でございます。内訳でございます。11節役務費34万6,000円につきましては、手数料の補正計上でございます。12節委託料2,065万円につきましては、鉄塔施設調査設計、電気通信設備設計、工事監理の各委託料の計上でございます。13節使用料及び賃借料1万円につきましては、用地借り上げ料の計上でございます。14節工事請負費7,848万円につきましては、鉄塔施設建設、電気通信設備設置工事費の計上でございます。16節公有財産購入費47万円につきましては、鉄塔施設用地購入費の計上でございます。17節備品購入費878万円につきましては、鉄塔に設置いたします無線機等の備品購入費の計上でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、補正額1億9,682万3,000円、12節委託料600万円につきましては、美園墓地地下壕充填対策事業実施設計委託料の計上でございます。14節工事請負費1億9,082万3,000円につきましては、美園墓地地下壕充填工事の計上でございます。

次のページをお開き願います。7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、補正額3,513万円、7

節報償費9万円につきましては、再生可能エネルギー導入推進検討会有識者報償金の計上でございます。8節旅費6万円につきましては、費用弁償の計上でございます。12節委託料3,498万円につきましては、再生可能エネルギービジョン策定等委託料の計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。中段でございます。

2、歳入、13款分担金及び負担金、2項分担金、1目総務費分担金、補正額793万9,000円、1節総務費分担金793万9,000円につきましては、移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金の補正計上でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額7,249万円、1節総務費国庫補助金7,249万円につきましては、移動通信用鉄塔施設整備事業費補助金の計上でございます。

3目衛生費国庫補助金、補正額9,841万1,000円、1節保健衛生費国庫補助金9,841万1,000円につきましては、特殊地下壕等対策事業補助金の補正計上でございます。

6目商工費国庫補助金、補正額3,513万円、1節商工費国庫補助金3,513万円につきましては、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金の補正計上でございます。

19款繰入金、1項財政調整基金繰入金、1目財政調整基金繰入金9,841万9,000円、1節財政調整基金繰入金9,841万9,000円につきましては、必要となる一般財源を財政調整基金繰入金に求めたものでございます。

22款町債、1項町債、5目過疎対策事業債、補正額2,830万円、1節過疎対策事業債2,830万円につきましては、移動通信用鉄塔施設整備事業債の補正計上でございます。

次に、地方債補正につきましてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。下段でございます。第2表、地方債補正につきましては、起債

事業の追加でございます。1、追加、起債の目的、移動通信用鉄塔施設整備事業債、限度額2,830万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法、償還期限、据置期間を含め30年以内とし借入先が定める償還方法による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借換することができます。償還財源、一般歳入金。その他、起債の借入については借入先の融資条件による。

以上、議案第1号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 4ページの再生可能エネルギーのビジョン策定のことについて伺いたかったのですけれども、これまで役場内部のほうでも各課横断という形で何年にもわたって勉強会だとか検討を重ねてきた分野だったと思うのです、この問題は。今回委託をかけてビジョン策定をかけるということなのだそうすけれども、これというのは役場が今まで積み重ねてきたものの延長線上でやるという考え方なのか、それはそれで一旦置いておいて、外部のこういう調査会社といましようか、策定してくれるそういう機関のほうに役場のあれとは別に客観的に物を見てビジョンをつくっていくという仕掛けで策定していこうという考えなのかというのが1つと、あとその範囲というのはどこまで及ぶのかなど。例えばこの役場が建っているモイレ台の大地の裏側のほうにも民間の太陽パネルの施設あるではないですか。あるいは、まだ最終決定はしていないですけれども、毛無山のほうにも風力発電所を造りたいとい

う動きがあると。こういった民間の動きとも連動していくものなのか、もしくはまずは公共施設の電気を自賄いするというような考え方を主として考えていこうとしているのか、その辺はどうなっているのでしょうか。

○経済部長（渡辺郁尚君） 14番、大物議員からの再生可能エネルギービジョン策定に関するご質問に私のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、1点目の従来庁舎内におきます再生エネルギー等検討会という部分、関係課で、場合によってはまたがる課ということで、その都度ご案内を差し上げて、庁舎内でいわゆる勉強会という形で検討会議ということでこの再生エネルギーについてはいろいろ勉強を進めていたところでございます。当然その中で現状としての再生エネルギーに関わるいろいろな諸問題ですとか、こういったものがあるかといった基礎的な部分、原則的な部分とかというのを講師を呼んだりしたり等々やりながら勉強していったわけでございますが、今回のこの再生可能エネルギービジョンの策定という部分に関しましては、国の経産省の資源エネルギー庁の補助事業を活用した中で、これ10分の10の、10割補助の事業でございますが、やはり町、自治体としての再生エネルギーに係る部分、要は長期的なビジョンをまず策定していった中でどういった方向性を位置づけていくのかという部分での全体的な大きなビジョンという形の策定作業というふうになるということでございます。ただ、一方個別に言えば今町内ではいろいろな公共施設、商工でいいますと宇宙記念館ですとかエルプラザ等々の公共施設がございます。そういった個別の公共施設のエネルギーの使用状況ですとか効率的な使い方も含めた、要は公共施設の在り方に関してもこの調査、ビジョンの策定業務の中でも位置づけているところでございます。当然その前段として町内で有効に使うことが可能とされる再生エ

エネルギー、これは議員さんおっしゃったような形で既に民間の太陽光ですとか一部計画されている風力がございます。そのほかにも例えばヒートポンプ等々の地熱を利用したもの、あとは下水道の熱を利用したもの、そういったものもあって、いろいろな中の再生エネルギーが町内で活用可能なものがどの程度どういった形で分布されているかというの調査項目の一つというふうになってございます。そういった中で、役場にあるこの検討会議というのはあくまでも関係団体の中で勉強する場という形になってございまして、このビジョンをつくる部分に関しては専門の調査会社に委託をして、調査をしていただくという形になってございます。

2点目、ちょっと1点目の答弁とも重複するところがございますが、この範囲ということでございます。こちらの部分も、先ほど1点目の答弁の中でも申し上げましたが、公共施設のエネルギーの在り方、エネルギーの使い方、もっと大きく言えば公共施設の在り方、あと商工のほうで特にこの部分を今注視しているのは今計画されている道の駅の再編に係る部分、そういった部分も含めた中での範囲という形になってございます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和3年度余市町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時40分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第11、議案第2号 令和3年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（中島 豊君） ただいま上程されました議案第2号 令和3年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げました補正予算につきましては、令和2年度の当会計決算見込みにおいて歳出に対し歳入で不足額が見込まれることより、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき令和2年度決算見込みによる歳入不足額を令和3年度予算から繰上げ充用を行うべく関連する歳入歳出予算の補正計上を行うものでございます。現時点における令和2年度の決算見込みでございますが、先ほど報告第3号で申し上げましたとおり、歳出決算見込額約27億990万円に対し歳入決算見込額が約26億7,790万円となり、約3,200万円が歳入不足となる見込みでございます。したがって、令和2年度決算処理において当該不足額を令和3年度の歳入歳出予算に計上した上で令和2年

度へ繰上げ充用いたしたくご提案申し上げるものでございます。

なお、繰上げ充用に要する財源といたしまして、道支出金の保険給付費等交付金に求め、収支均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 令和3年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度余市町の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億550万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明申し上げます。2ページをご覧ください。中段でございます。3、歳出、10款前年度繰上充用金、1項前年度繰上充用金、1目前年度繰上充用金、補正額3,200万円、21節補償補填及び賠償金3,200万円につきましては、令和2年度の決算見込みにおきまして歳入不足額が見込まれることから、繰上げ充用を行うための追加計上でございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。本ページ上段でございます。2、歳入、4款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、補正額3,200万円、2節保険給付費等交付金（特別交付金）3,200万円につきましては、繰上げ充用に要する財源の追加計上でございます。

以上、議案第2号につきましてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和3年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第12、議案第3号 余市町移動通信用鉄塔施設条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○企画政策課長（阿部弘亨君） ただいま上程されました議案第3号 余市町移動通信用鉄塔施設条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町移動通信用鉄塔施設条例案につきましては、携帯電話の不感地域解消を図るため本町が栄町東の沢地区に整備します移動通信用鉄塔施設の設置及び管理並びに地方自治法第224条に基づき徴収する分担金及び同法第225条の規定に基づき徴収する使用料に関

し必要な事項を定めようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 余市町移動通信用鉄塔施設条例案。

余市町移動通信用鉄塔施設条例を次のとおり制定する。

令和3年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。余市町移動通信用鉄塔施設条例。

(趣旨)

第1条 この条例は、携帯電話等の普及に鑑み、町民生活の利便性の向上を図るため、余市町移動通信用鉄塔施設（以下「施設」という。）の設置及び管理並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づく分担金及び同法第225条の規定に基づく使用料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称、栄町東の沢地区移動通信用鉄塔施設。位置、余市町栄町1727番地12。

(施設の使用)

第3条 町長は、電気通信事業者（電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下「事業者」という。）に移動通信用基地局としての施設の使用を許可するものとする。

(施設の維持管理)

第4条 施設の使用に伴う必要な維持管理（以下「施設の維持管理」という。）は、事業者が責任を持って行うものとする。ただし、天災等で事業者の責めに帰すことができないものについては、この限りでない。

2 施設の維持管理に要する費用は、事業者の負担とする。

3 事業者は、施設を常に良好な状態において維持管理し、移動通信用基地局として効率的に使用しなければならない。

(分担金)

第5条 町長は、施設の整備に当たり、施設を使用する事業者から分担金を徴収する。

2 分担金の額は、施設の整備に要する費用のうち、国庫補助事業の補助対象経費の315分の23に相当する額の範囲内において、町長が定める額とする。

3 分担金の徴収は、施設の整備を行う年度において一括して徴収する。

4 町長は、第2項の規定により分担金の額を定めたときは、その金額及び納入期限を事業者へ通知するものとする。

(使用料)

第6条 町長は、施設の供用の開始に当たり、施設を使用する事業者から使用料を徴収する。

2 使用料の額は、施設の整備に要する費用のうち、国庫補助事業の補助対象経費の105分の4に相当する額の範囲内において、町長が定める額とする。

3 使用料の徴収は、施設の供用の開始の年度において一括して徴収する。

4 町長は、第2項の規定により使用料の額を定めたときは、その金額及び納入期限を事業者へ通知するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第3号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 余市町移動通信用鉄塔施設条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第13、議案第4号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長(篠原道憲君) ただいま上程されました議案第4号 工事請負契約の締結についてにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第4号 工事請負契約の締結についてにつきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和3年度豊浜橋架替工事について予定価格が5,000万円以上の請負工事となりますことから、議会の議決を求めます。

このたびご提案申し上げます令和3年度豊浜橋架替工事につきましては、豊浜橋が豊浜町内の町道豊浜線に配置されております地域唯一の生活道

路であり、昭和33年に供用されてから60年以上が経過し、橋梁自体の経年劣化や部材の損傷が著しいことから、道路の安全性、信頼性を確保するために令和2年度に引き続いて計画的に架け替え工事を行うものでございます。架け替え後の新橋梁といたしましては、橋長11.54メートル、幅員6.7メートルの上部構造をプレストレストコンクリート橋の構造形式とする単純桁橋梁となっております。

工事の概要といたしましては、前年度施工の橋台などの下部工事に引き続き新橋梁の上部工事でありますコンクリート橋桁を製作、架設した後に防護柵としての高欄やアスファルト舗装などを施工するとともに、前年度に代替通りとして配置いたしました仮橋、仮道の撤去や橋台保護のための橋梁護岸工事を行うものでございます。本提案に先立ちまして、去る5月10日に執行されました公募型指名競争入札にて受注者が決定されたことから、このたびご提案を申し上げます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年余市町条例第15号)第2条の規定により議会の議決を求めます。

令和3年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。
次のページをお開き願います。

記。

- 1、契約の目的、令和3年度豊浜橋架替工事。
- 2、契約の方法、公募型指名競争入札。
- 3、契約金額、一金5,764万円也。
- 4、工期、自令和3年6月4日、至令和4年2月28日。
- 5、契約者、余市町長、齊藤啓輔。
- 6、契約の相手方、中村・古垣特定共同企業体、代表者、余市郡余市町黒川町1294番地6、中村建

設株式会社代表取締役社長、中村公彦。

以上、議案第4号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第14、議案第5号 町有財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（篠原道憲君） ただいま上程されました議案第5号 町有財産の取得について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げます町有財産の取得に

つきましては、冬期間の除排雪に使用いたします除雪ダンプトラックの購入につきまして予定価格が700万円以上の財産の取得となりますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

本件の除雪ダンプトラックにつきましては、更新対象車両を平成13年度に取得して以来20年が経過し、経年劣化の影響による車体の腐食が年々著しくなっており、今後におきましては修理による対応も難しく、冬期の除排雪作業に支障を来すことから、更新を図るものでございまして、更新に当たりましては車両規格を10トン級に増強し、作業の効率化と機動力の向上を図るものでございます。本提案に先立ちまして、去る4月26日に執行されました入札にて受注者が決定しましたことから、町有財産の取得につきまして議会の議決を求めるべくご提案申し上げます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 町有財産の取得について。

次のとおり、除雪ダンプトラックを取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年余市町条例第15号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日提出、余市町長、齊藤啓輔。
次のページをお開き願います。

記。

1、取得の目的、除雪作業車（除雪ダンプトラック）取得。

2、財産の取得の種類及び数量、除雪ダンプトラック1台。

3、取得の方法、指名競争入札。

4、取得の価格、一金4,561万80円也。

5、取得の相手方、小樽市塩谷2丁目1番7号、UDトラックス北海道株式会社小樽支店支店長、一圓浩二。

以上、議案第5号につきまして提案理由のご説

明を申しあげましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 町有財産の取得については、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和3年余市町議会第3回臨時会を閉会いたします。

閉 会 午後 2時01分

上記会議録は、細川書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 3番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 2番 吉 田 豊

余市町議会議員 4番 藤 野 博 三

余市町議会議員 5番 内 海 博 一